

●西尾のアドバイス

年金にしても、健保にしても、保険料を払っているのだから、貰うのは当然！
ではなく、請求できる期間(時効)があるのだ！ということ
恥ずかしながら、私は社労士の勉強を始めてから知りました。
廻りを見回しても、友人達も結構その辺は悠長です。
貰えるべきものがもらえない、払ったものが返って来ない、って悔しいじゃ
ありませんか？
どんなものでも、期間内にしっかり請求しましょうね。

★トピックス～雇用保険の基本手当がまた下がります！～

雇用保険の基本手当ですが
平成18年度の平均給与額が、平成17年度の平均給与額と
対比して低下したことにより、平成19年8月から
またまた引き下げられます。

【基本手当日額の年齢別最高額】

60歳以上65歳未満 6,777円(現行6,808円)
45歳以上60歳未満 7,775円(現行7,810円)
30歳以上45歳未満 7,070円(現行7,100円)
30歳未満 6,365円(現行6,395円)

【基本手当日額の最低額】

1,656円(現行1,664円)

つまり、45歳の方として、どんなに給料そのものが高くても、
こと基本手当ととなった場合、
1日あたり7,775円以上支給されることはありません
1回28日分ずつの支給となりますから、
 $7,775円 \times 28日 = 217,700円$ が最高額ということになります。
現行ですと218,600円でしたので、1回あたり980円ずつ
低下したということになります。

今後、退職を、と考える方は、基本手当の低下も考慮に入れて
資金プランを練ってくださいね。

~~~~~編集後記~~~~~

梅雨明けで、カラッと暑い日の夕方は、  
屋上ビアガーデンに限ります。  
沈む夕日で赤く染まる入道雲と、昇るお月様を  
肴に飲む生ビール最高でしょうね。  
今年は、なんやかやと忙しく、ビアガーデンは  
夢のままの西尾です。

\*\*\*\*\*

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 & 年金コンサルタント  
西尾雅枝  
〒604-8155  
京都市中京区錦小路通室町東入ル  
占出山町308 ヤマチュービル2F N10  
電話&FAX(075)241-4586  
メール[info@nishio-sr.com](mailto:info@nishio-sr.com)  
WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

\* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。\*

\*\*\*\*\*

---

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>

---